

伊賀市立学校施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域におけるスポーツ、レクリエーション、文化及び社会教育等の普及振興を図るため、教育基本法（平成18年法律第120号）第12条第2項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第6章各条の規定に基づき、伊賀市立の小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で有効に活用し、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象となる学校)

第2条 学校開放の対象となる学校（以下「開放校」という。）は、伊賀市立の小学校及び中学校とする。

(対象となる施設)

第3条 学校開放の対象となる施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 運動場
- (2) 屋内運動場
- (3) 武道場
- (4) 多目的ホール

(学校開放にかかる事務)

第4条 学校開放にかかる事務については、伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第6号）第2条の規定により、企画振興部スポーツ振興課が行う。

(開放施設の管理責任)

第5条 開放施設の管理は、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 開放校の校長は、学校開放に関する責任を負わないものとする。

(運営協議会の設置)

第6条 教育委員会は、学校開放を円滑に進めるため、開放校ごとに学校施設開放運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置することができる。

(運営協議会の組織)

第7条 運営協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 当該開放校を代表する者
- (2) 当該開放校の開放施設を使用する各団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、当該開放校の校長が推薦する者

2 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

(運営協議会の事務等)

第8条 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 開放施設を使用する団体との調整に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、学校開放に必要な事項に関すること。

2 運営協議会の庶務は、企画振興部スポーツ振興課において処理する。

(学校開放の日時等)

第9条 開放施設を使用することができる日及び時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、学校教育上及び学校開放の運営上支障があると各開放校の校長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 伊賀市立学校(園)の管理及び運営に関する規則(平成16年伊賀市教育委員会規則第18号)第5条に規定する休業日 午前8時から午後10時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後5時から午後10時まで

(使用者の範囲)

第10条 開放施設を使用することができる者は、伊賀市内に住所を有する者(伊賀市内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者を含む。)で構成されている団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動又は文化活動を目的とする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

(使用の申請)

第11条 開放施設を使用しようとする団体は、あらかじめ伊賀市公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)により利用者登録を行わなければならない。

2 前項の規定により利用者登録を行い、ユーザーIDを通知された団体の責任者は、開放施設を使用しようとするときは、予約システムにより事前に予約しなければならない。

(使用の許可等)

第12条 教育委員会は、前条第2項の規定による予約を受けたときは、これを審査し、当該予約の

あった開放施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を許可するものとする。

- (1) 学校関係団体が使用するとき。
- (2) 社会教育を目的とする行事又は事業に使用するとき。
- (3) 公共的団体が使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上又は学校管理上支障があると認められるとき。
- (2) 開放校の施設又はその設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的とする使用と認められるとき。
- (5) 政治活動に使用すると認められるとき（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催するために使用する場合を除く。）。
- (6) 宗教活動に使用すると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（許可の取消し）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 開放施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この規則に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の行為により開放施設の使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害、工事その他の理由により開放施設の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

（使用者が遵守すべき事項）

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災、事故等の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (2) 許可された使用の目的以外に開放施設を使用しないこと。
- (3) 許可された開放施設以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 当該開放施設の学校長の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、開放施設の使用を終えたとき又は使用中に第13条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該開放施設を原状に復さなければならない。

(事故の責任)

第16条 開放施設の使用に係る事故については、当該開放施設又はその設備における管理上の不備による場合を除き、使用者がその責任を負うものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、開放施設又はその設備を故意又は過失によって破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、開放施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学校開放の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後の学校開放に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。